

雨水貯留浸透施設設置基準

(目的)

第1条 この基準は、雨水に係る貯留施設及び浸透施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 雨水に係る浸透施設の設置等に関して本基準に定めのない事項は、雨水浸透施設技術指針〔案〕調査・計画編，構造・施工・維持管理編（社団法人 雨水貯留浸透技術協会）によるものとする。

(設置禁止区域等)

第3条 雨水浸透施設の設置禁止区域は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 傾斜度30度以上で傾斜地の高さが2メートル以上の斜面付近における斜面並びに法肩及び法尻から高さの2倍以内の区域
- (2) 工場跡地、埋立地等で土壤汚染があり、地下水の汚染が予想される場所
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域及びその他法令により浸透施設の設置が禁止されている区域

2 雨水浸透施設の設置場所の選定においては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 地下水位の高い場所への設置を避けること。
- (2) 透水性のあまり期待できない土質である場所への設置を避けること。
- (3) 構造物等に悪影響を及ぼす恐れのある区域（隣地境界及び構造物からおおむね50センチメートル以内の区域）への設置を避けること。

(設置工事)

第4条 雨水貯留浸透施設を設置する場合は、屋根に降った雨以外が流入しない構造でなければならない。

2 既存の浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽内の不要な部品を撤去し、必要に応じて補強すること。
- (2) 雨水を排水するポンプを設置すること。
- (3) 浄化槽設置後10年以上経過している場合は、蓋を交換すること。
- (4) オーバーフロー管が公共下水道等排水施設に接続されていること。

3 市販の雨水貯留施設を設置する場合は、メーカーが指定する取付方法により設置し 雨水貯留機能を確保できるようにすること。

4 雨水浸透施設の設置工事に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 雨水浸透ますの深さは50センチメートル以上とすること。
- (2) 浸透ますの蓋は、密閉蓋（穴の開いていない蓋）を使用すること。
- (3) 雨水浸透施設は、雨水が効果的に浸透する構造とすること。
標準構造図（図-3）参照

(工事の施工)

第5条 雨水浸透施設設置工事の施工者は、次の各号に掲げる事項に留意すること。

- (1) 掘削は原則として人力で行い、余掘りは行わない。
- (2) 浸透底面（床付面）は締め固めを行わず、直ちにフィルター層として敷砂を敷きならすこと。敷砂は足で軽く締め固めを行い、タンパ等の機械転圧は行わないこと。
- (3) 雨水浸透施設の周りには、浸透面の保護と貯留量をできるだけ多く確保するため、充填材として単粒度碎石（3～5号）を使用すること。

- (4) 雨水浸透施設に土砂等の流入を防ぐため、充填材周りに透水シートを設置すること。また、透水シートはポリエステル等で引っ張りの強度、腐食等の面で長期に耐え、通水性を有するものとする。
- (5) 埋戻しは、ゴミ・土砂等が浸透施設内（砕石層等）に入らないよう慎重に行うこと。
- (6) 目詰まり防止のため、ゴミよけ等を設置すること。

（写真の撮影）

第6条 雨水貯留施設の設置工事における写真の撮影に際し、次の状況がわかるように留意すること。

- (1) 雨水貯留施設設置前の状況（設置箇所すべて）
- (2) 雨水貯留施設設置後の状況（設置箇所すべて）
- (3) 貯留施設の全景（市販品を設置する場合，納品数量がわかるように）
- (4) 貯留施設設置状況（市販品を設置する場合）
- (5) 不要部品の撤去前後の状況（浄化槽を転用する場合）
- (6) ポンプの設置状況（浄化槽を転用する場合）
- (7) 補強状況，蓋の状況
（浄化槽を転用する場合，補強や蓋の交換を行った場合）

2 雨水浸透施設の設置工事における写真の撮影に際し、次の状況がわかるように留意すること。

- (1) 雨水浸透施設設置前の状況（設置箇所すべて）
- (2) 雨水浸透施設設置後の状況（設置箇所すべて）
- (3) 浸透ます製品の全景（納品数量がわかるように）
- (4) 浸透ますの内径（呼び径）の検尺
- (5) 浸透ます設置箇所の床堀の検尺
- (6) 浸透ます設置状況（砕石投入前）
- (7) 浸透ます設置状況（砕石投入後）
- (8) 締め固め状況（床付け及び砕石）
- (9) 設置完了後、地上で目視確認できないものは適宜撮影のこと。

（維持管理等）

第7条 雨水貯留浸透施設の所有者は、次の各号に掲げる事項に留意して、当該施設を維持管理するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の機能を良好に保つための管理を行い、施設の補修を要すると認められた場合は、速やかに措置をすること。
- (2) 土砂、ごみ等が流入することにより目詰まりを起こし、雨水貯留浸透施設の貯留浸透能力が低下することのないよう、定期的な点検及び清掃を行うこと。
- (3) 排水ポンプの能力，異音がないか等定期的に点検を行うこと。

2 雨水貯留浸透施設の所有者は、市長が必要に応じて実施する雨水貯留浸透施設維持管理状況調査に協力すること。

（補則）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（附 則）

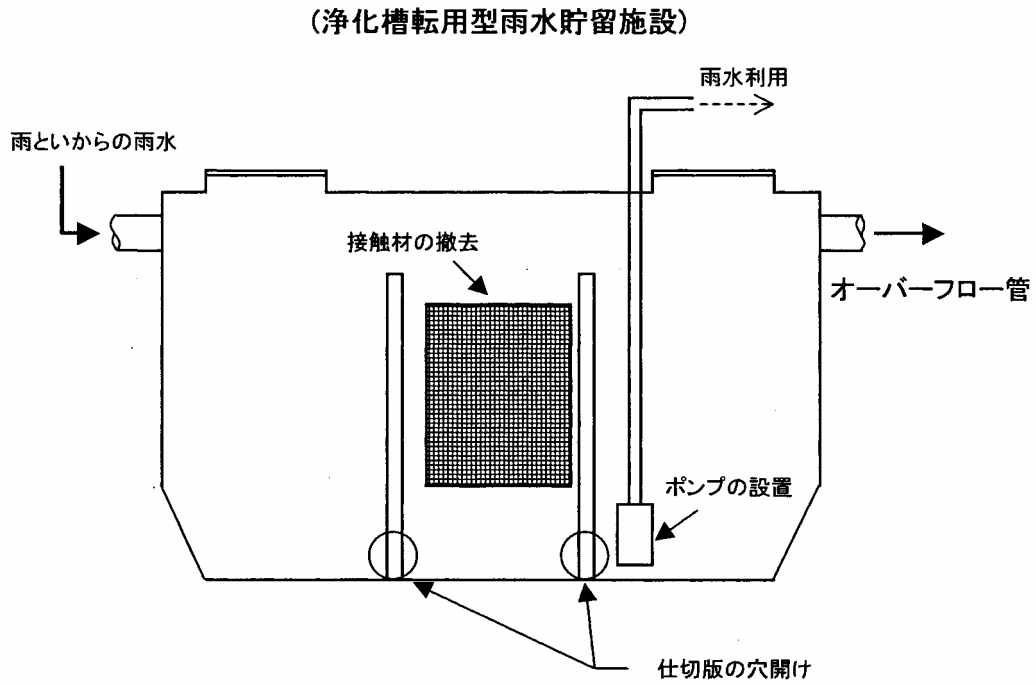
この基準は、平成15年10月1日から施行する。

（附 則）

この基準は、平成17年3月1日から施行する。

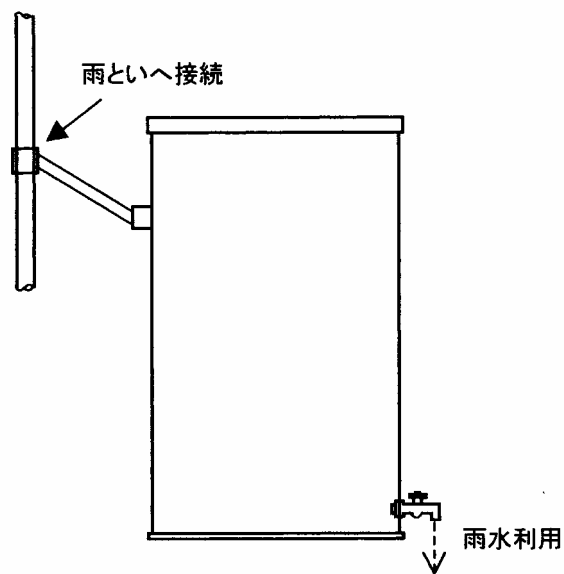
標準構造図

【 図 - 1 】



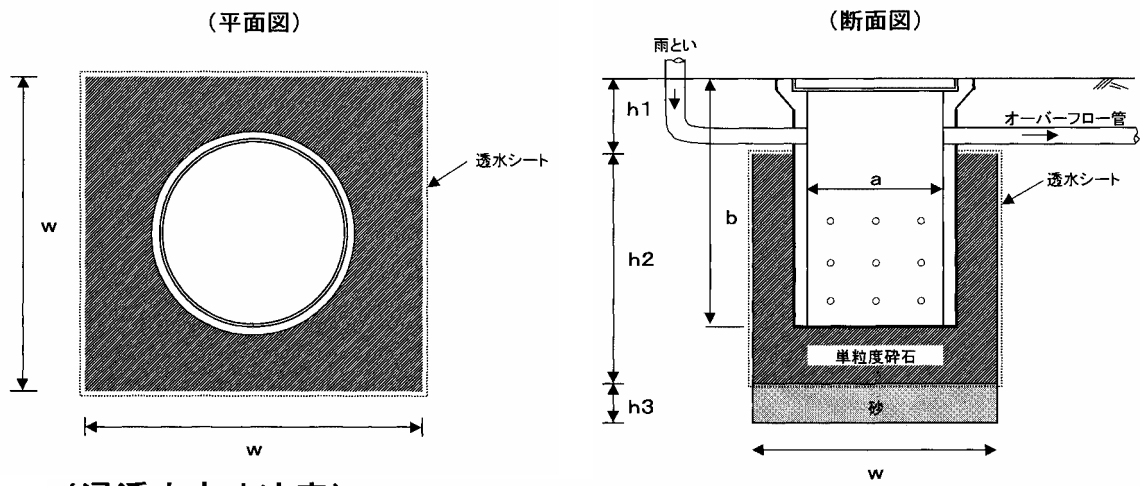
【 図 - 2 】

(雨水貯留施設)



【 図 - 3 】

(雨水浸透施設)



(浸透ます寸法表)

単位 : mm

ます径 (a)	ます高 (b)	h1	h2	h3	掘削辺 (w)
250	500	100以上	510	30	500
300	500	100以上	510	30	600
350	600	100以上	630	35	700
400	600	100以上	630	35	800
500	800	100以上	880	50	1000